

令和7年3月13日

I C T活用工事における発注者指定型（試行）の発注について（お知らせ）

I C T活用工事の更なる普及促進のため、I C T活用工事実施要領の実施方法における発注方式について、下記のとおり運用することとしましたので、お知らせします。

記

1 対象工事

設計金額が3,000万円以上の工事のうち、I C T活用工事実施要領の工種が土工、土工1,000m³未満、法面工、基礎工、構造物工（橋梁上部）、構造物工（橋脚・橋台）、擁壁工又はコンクリート堰堤工に該当し、生産性の向上が見込まれるもの。

2 発注者指定型による発注の選定

1の対象工事から発注者指定型として発注する工事を選定する。

3 運用方法

2の発注者指定型により発注した工事は、発注者指定型（試行）として、工種毎のI C T活用工事実施要領の施工者希望型に基づき実施することとする。

なお、受注者の責によりI C T活用工事（必須の施工プロセスの全て）が実施されない場合は、工事成績評定から措置の内容に応じて減点する。

4 特記仕様書

特記仕様書へ記載する場合は、「施工者希望型」を「発注者指定型（試行）」に変更する。

また、第〇条（その他）の前条に以下の条文を追記する。

なお、発注する工事において、複数の工種がある場合には本試行を適用する工種が分かるよう明記する。

第〇条（発注者指定型（試行）の対象工事）

本工事は、発注者指定型（試行）の対象工事であるため、I C T活用工事実施要領における「施工者希望型」を「発注者指定型（試行）」と読み替えて実施することとする。

なお、受注者の責によりI C T活用工事（必須の施工プロセスの全て）が実施されない場合は、工事成績評定から措置の内容に応じて減点する。

5 施行日

この通知は、令和7年4月1日以後から適用する。